

令和8年度群馬県ホームページ広告代理業務委託契約書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、群馬県ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp> サイト中のウェブページ。以下「県HP」という。）への広告掲載に係る広告代理業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的及び対価）

第1条 甲は、県HPの広告代理業務を乙に委託し、乙は、県HPに広告を掲載し、甲に対しその対価を支払う。

2 県HP広告の仕様と契約金額は次のとおりとする。

（1）広告の数量・仕様

甲が掲載する広告の数量・仕様は、別紙「令和8年度群馬県ホームページ広告代理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（2）契約金額

乙が支払うべき契約代金は、金〇〇〇円とする。

（うち消費税及び地方消費税額 金〇〇〇円）

（3）契約期間

本契約の契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（4）バナー広告の追加枠

乙の申請に従い、バナー広告の枠数を追加できる。

追加枠数や金額は、表1のとおりとする。

表1：バナー広告の追加枠

No.	追加枠掲載場所	追加金額 (1ヶ月・1枠あたり)	備考
1	トップページ	〇〇〇円	
2	セカンドページ		

（契約保証金）

第2条 群馬県財務規則第199条第3号の規定に基づき免除する。

（業務の遂行）

第3条 乙は、本契約書、仕様書及び甲からの業務指示等により、善良なる管理者の注意を持って、契約の本旨に従い業務を実施するものとする。

（広告の掲載）

第4条 甲は、乙から出稿された広告について事前の審査を行い、問題ないと認めたときには、仕様書記載の位置・規格の広告を県HPに掲載する。

2 広告の掲載日（更新を含む。以下「掲載日」という。）は、掲載月前月の甲の最終営業日と

する。

- 3 乙が出稿できる広告は、群馬県広告掲載要綱、群馬県広告掲載基準、群馬県広報媒体広告掲載要綱及び群馬県ホームページ広告掲載要領（以下「要綱等」という。）に定める規制業種、規制事業者、規制広告に該当しない広告に限る。
- 4 乙は甲に対して、掲載日から逆算して5営業日前にあたる日までに、群馬県ホームページ広告掲載要領第7条に定める調書及び資料を添えて広告を出稿しなければならない。
- 5 前項の出稿は、不都合を生じる場合を除き、インターネットメールによるものとする。

（掲載の確認）

- 第5条 甲は、広告掲載作業の完了後、遅滞なく乙に通知しなければならない。
- 2 乙は、広告掲載の通知を受領後すみやかにインターネットブラウザにより点検を行い、企図した状況が確認できたときには、甲に対して確認の通知を行う。また企図した状況が達成されていない場合は甲に修正を求めるものとする。
 - 3 前2項の通知は書面によって行う。ただし、インターネットメール、ファクシミリ等の通信手段で行うことを妨げない。

（契約金の納付）

- 第6条 乙は第1条第2項(2)で定める契約金額を、別紙納付書計画に従い、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 2 甲は、前条第2項の通知の收受後、当月分の契約代金を、納付書をもって乙に請求する。
 - 3 乙の申請に従ってバナー広告の枠数を追加する場合は、甲は、第1条第2項(4)で定めた金額を加算した金額を請求する。
 - 4 乙は甲の請求後、掲載月の末日までに代金を納付しなければならない。

（広告掲載の拒否・中止）

- 第7条 乙が出稿した広告が要綱等に合致していないときは、甲はその広告の掲載を拒否することができる。
- 2 甲が掲載した広告が要綱等に合致しなくなったときは、甲はその広告の掲載を中止することができる。

（契約解除権）

- 第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき事由により契約が履行されないことが明らかなとき。
 - (2) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。
 - (3) 所定の期日までに契約代金が納付されないとき。
 - (4) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。

(5) 乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。

(6) その他、この契約書の条項に違反したとき。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により契約が履行されないことが明らかなときは、本契約を解除することができる。

(違約金・遅延利息)

第9条 甲が指定期日に契約を履行しなかったときは、契約額を日割り計算して遅延日数を乗じた額を、違約金として該当月の支払額から減算しなければならない。

2 乙が期限までに契約金を納入しなかったときは、当該未支払額について、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じた額を、遅延利息として甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第10条 乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲、乙いずれも、本契約の履行若しくは本契約の解除等に起因する逸失利益若しくは損害を請求しない。

2 本契約に基づく行為に起因する第三者に対する損害は、乙が補償する。

3 第7条第1項に基づく掲載拒否及び同条第2項に基づく掲載中止の場合も、乙は、自ら又は広告主等第三者が被る損害を甲に請求できない。

(権利・義務の譲渡、委任の禁止)

第12条 乙は、文書をもって甲が承認した場合を除き、この契約により発生する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は業務の履行を第三者に委任してはならない。

(契約の費用等)

第13条 本契約締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持、個人情報の保護)

第14条 甲、乙いずれも、本契約実施で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、自らの利益のために利用することをしない。

2 甲、乙いずれも、自らの従業員等に前項の規定を遵守させなければならない。

3 乙は、別記「個人情報保護取扱特記事項」に記載された内容を遵守し、本契約の実施に伴う個人情報を適正に取り扱わなくてはならない。

(その他)

第15条 この契約に定めのない事項は、要綱等に照らして行う。なお、定めのない事項等疑惑が生じた場合は、甲乙協議の上これを定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和8年4月1日

前橋市大手町一丁目1番1号

甲

群馬県知事 山本 一太

乙

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ことができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先

の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(作業場所の特定)

- 第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。
- 2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。
- 2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。
- 5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

- 第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返却するものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

（実地検査等）

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。

2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

（漏えい等の報告）

第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならぬ。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求ることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は県の機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略することとする。